二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
学校法人米子自動車学校
2　主たる事務所の所在地
鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目十五番一号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
学校法人米子自動車学校
2　主たる事務所の所在地
鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目十五番一号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
学校法人米子自動車学校
2　主たる事務所の所在地
鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目十五番一号
3　講習の種類
基礎講習

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月24日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	地域（図名）	縮尺レベル	摘要
国土広域情報データベース	平成27年	（注１）	20万レベル	
電子地形図20万	〃	〃	〃	

備考　地図の提供開始日　平成27年12月25日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

ただし、国土広域情報データベースは「数値地図（国土基本情報20万）」として提供を行う。

（注１）稚内
巌原
中之島
宝島
奄美大島
徳之島
与論島
那覇
久米島
魚釣島
宮古島
石垣島

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第９５０６号
東京都世田谷区松原１丁目20―21
債務者　戸部　隆志
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　義之
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１０６号
東京都中央区新富１丁目17番６号
債務者　有限会社東京クリエ
代表者代表取締役　石川　晴美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島岡　雅之
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１１号
東京都文京区音羽１丁目15番15号
債務者　株式会社レブテック
代表者代表取締役　寺本美智子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和彦
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１９号
東京都葛飾区宝町１丁目10番２号
債務者　有限会社タカシン
代表者代表取締役　肥田　信昭
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　一成
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３１号
東京都港区麻布台３丁目３番12号　Ｗ・Ｉ・ＴマンションＢ・１Ｆ
債務者　株式会社トラステヴェレ
代表者代表清算人　岩見　　潔
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芹澤　眞澄
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３３号
東京都台東区谷中６丁目３番12―101号
債務者　株式会社マコトオートサービス
代表者代表取締役　赤宗　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　周
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３５号
東京都江戸川区中葛西２丁目10番２号
債務者　双見運輸株式会社
代表者代表取締役　戸田　浩一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　紀光
4　破産債権の届出期間　平成28年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部